【翻訳】

洪武三年、劉基の丞相候補者に関する評論浅論

南炳文⁽¹⁾ 著 荷 見 守 義 訳

要旨:「誠意伯劉公行状」、「誠意伯次子閤門使劉仲璟遇恩録」、『明太祖実録』、愈本「明興野記」、 国家図書館蔵抄本三一三巻本『明史紀伝』、張廷玉等撰『明史』等の歴史文献に拠れば、劉基は洪武 三年春に明太祖の命に応じて、提起された三名の丞相候補者である楊憲・汪広洋・胡惟庸に対して 論評し、彼らをそれぞれ 「丞相の能力は有れども、丞相の器にあらず」、「(心が) 狭くて浅い」、「将 に轅を僨し犁を破る」ところの「小犢」とし、丞相の職に相応しくはないとの認識を示した。明太 祖は基本的に劉基の意見を採用はしなかった。しかし、劉基の論ずるところが甚だ正しいことを史 実の多くが証明している。彼らは丞相の職にあったかどうかに関わらず、その言動は劉基の論じた 通りであった。このことは劉基が聡明で人によく通じていたことを充分に示している。劉基のこの 直言を憚らない論評は、現実の生活においては己に災難をもたらした。いや或いは甚だしきに至り ては彼の生命を傷つけるに及んだと言うべきであるかもしれない。劉基は非常に聡明な人物であっ たから、この結末は当然はっきりと予見できていたであろう。しかし、彼は少しも躊躇することな くはっきりと口に出したということは、また、劉基が個人の安危を計ることなく、真っ直ぐに明朝 新政権に忠義を尽くした人物であり、かつ我が身を忘れた高尚な心情であったことを証明してい る。丞相候補者に関わるこのエピソードは、明初の建国にあって大功を立てた劉基の人徳と見識を 了解・認識できる重要なポイントである。このエピソードに対して、学界の諸賢も触れてきたとこ ろではあるが、残念ながら充分に深く追求できたわけではない。著者が浅学非才を顧みず、特に専 論を為す目的は、これを叩き台として、望むらくはこの重要なエピソードについて更に多くの専家 にますます多くの討論をして頂き、偉人たる劉基に対する討論と把握を深めることにある。

キーワード:劉基 品格 丞相候補者への論評

黄伯生撰「誠意伯劉公行状」には、劉基が明太祖の命に応じて提起した幾人かの丞相候補者に対する論評についての記述がある。その原文には、「上、相に楊憲を欲す。公、素より憲と厚きも、以て不可と為す。上、之を怪しむに、公曰く、「憲は相才有るも、相器無し。夫れ宰相たる者は、心を持すること水の如く、義理を以て権衡と為し、而して己は焉に与かる無き者なり。今、憲は然

らざれば、能く敗れる無からんや、」と。上曰く、「汪広洋は何如、」と。公曰く、「此れ褊浅なるこ と、その人を観れば知る可し、」と。曰く「胡惟庸は何如、」と。公曰く、「此れ小犢にして、将に轅 を僨し而して犁を破るかな、」と。上曰く、「吾の相は先生を逾ゆる無し、」と。公曰く、「臣、自ら 知らざるに非ず。但、臣、疾悪きこと太いに深く、又た繁劇に耐えず、之が為に且に大恩に孤かん とす。天下、何ぞ無才に患んや。願わくは明主、心を悉して之を求めん。目前の諸人の如きは、 臣、誠に未だその可なるを見ざるなり。」」⁽²⁾とある。この箇所のエピソードについて、行状中では 具体的にいつ発生したのか明記されていないが、そのすぐ後の記事には「(洪武) 三年七月、(劉基 に) 弘文館学士を授く(『明太祖実録』巻51、第9頁下の洪武三年四月庚辰(22日)の条を参照すれ ば、七月は四月とするべきである。七月は誥文の発布された時であり、任命時ではない。執筆者 注)」とあるので、洪武三年四月以前であることは明白である。また、張廷玉等撰『明史』巻127、 李善長伝では洪武三年の記事に、「(李善長は) 貴富極まり、意稍や驕り、帝始めて微かに之を厭 う」とあり、これに続けて次に、「四年、疾を以て致仕す。」とある。これは『明太祖実録』巻128、 洪武十二年十二月是月の条に、「(洪武) 三年、丞相李善長病い、上、中書に官無きを以て、(汪) 広 洋を召して左丞と為す。……四年正月、丞相李善長、老を以て位を辞し、乃ち広洋を拝して右丞相 と為す。」⁽³⁾とある。張廷玉等撰『明史』と『明太祖実録』の上述の記載から明らかなことは、洪武 三年において、老丞相である李善長はすぐにも離職に処される状態にあり、すでに新人にその職を 引き継がせることが日程に上げる方向で考慮されていたということである。以上の分析を総合して 分かることは、前引の「誠意伯劉公行状」のこのエピソードに描かれた劉基が楊憲等丞相候補者の 論評をした一件は、洪武三年の春に起こったこととすべきであるということである。この時、明太 祖が劉基に対して提示した論評を要する丞相候補者は、表面的に見れば、楊憲・汪広洋・胡惟庸及 び劉基本人等合計 4 名であるが、その実、劉基が提示されたというのはただ見せかけのことであっ て、対面の席上で些か彼の面子を慮っただけのことであった。もし、本当に彼を考察・討論の対象 に入れ、その上で論評の対象に並べたならば、万一、丞相への選に漏れた場合の負の影響の発生を 免れることはできないというべきであろう。劉基が丞相候補者に名を連ねなかった原因について は、別に専論を用意して論ずるべきであって、ここでは議論しない。

=

明太祖によって丞相候補者にされた楊憲・汪広洋・胡惟庸ら三人に対する劉基の論評について、私たちが研究を深化させると、その論評は実際、極めて正確であるということが分かって来る。楊憲についての劉基の論評は「相才有れども、相器無し。」であり、宰相を務める者は「心を持すること水の如く、義理を以て権衡と為し、而して己は焉に与かる無」かるべきも、彼は却って「然らず」であった(前引文を見よ)。つまり、彼は丞相に任命されるに相応しい才能はあったとしてもその度量はなく、公正に物事を措置しようとはせず、専ら私利を図ろうとすると言っているのである。これを実際と照らし合わせると、楊憲は正にそのような人であった。『明太祖実録』巻54、洪武三

年七月丙辰(30日)の条には彼の小伝が載っているが、「(楊憲は) 姿儀美しく、経史に通じ、才辨 有り。嘗て蘇州の張士誠に使いして還り、旨に称い、博士庁諮議に除せられ、江南行省都事に擢せ らる。時に軍国多事にして、征調日に発し、文書は常に積むに委すも、憲は裁決明敏にして、人、 その能を称す。然れども人と為り意忌すること深刻にして、己に足らざる者有らば、輒ち計を以て 之を中傷せんとす。」⁽⁴⁾と。また、「この年(洪武二年 引用者註)、召されて中書省右丞と為り、 是に至り(洪武三年七月を指す)、左丞に遷る。憲、上の左右に在ること既に久しく、典故に熟鉤 し、而して権要の寵を市い、同列を軽視し、敢えて与抗する莫し。……張昶と同に中書に在り、昶 の才、己の右に出るを忌み、搆えて之を害せんと欲す。時に東南尚お未だ定まらず、元都の号令、 猶お西北に行われ、昶嘗て間隙に憲に言へらく、「吾は故元の臣なり、勉めて此に留まるも、意は 故君を忘る能わず、而して吾が妻子も又皆北方に在り、存亡は知るべからず、」と。憲はその言を 鉤摘するに因り、昶の謀叛を謂い、且つ昶の手書を出して之を訏り、昶遂に誅に坐す。憲、是れ自 り益々憚る所無く、専恣日に甚だしく、僚輩を下視し、以て己に及ぶ莫しと為し、又、人の己に佞 うを喜び、利に狥う者は多くその門下に出ず。……その山西より中書に入るや、尽くして省中の事 を変易せんと欲し、おおよそ旧吏の一切を罷去せしめ、更えて己の親信する所を用う。陰に権を持 せんと欲し、乃ち「一統山河」の花押を創為し、僚吏に示して以て其の従違を観、己に附する者は 即ち不次に超擢し、否なる者は之を逐去せしむ。……その専恣不法の多きこと此の類いなり。」 (5) とある。

汪広洋についての劉基の論評は「(心が)狭くて浅い」であった(前引文を見よ)。心や見識などが 狭く、不甲斐なく無能であるという意味である。汪広洋もまたこのような人物であった。国家図書 館蔵抄本313巻本『明史紀伝』巻41、汪広洋伝には、「(洪武) 三年、丞相李善長病み、帝、中書に 官無きを以て、広洋を召して右丞と為す。時に楊憲、先に召されて左丞と為り、事多く専決して譲 らず、広洋之を畏れ、依違して較するに与らず。猶お憲の意を得る能わず、御史劉炳を嗾して広洋 の母を奉ずるに状無きを効せしむ。帝は切責して、郷に放還せしむ。憲は其の復た入るを恐れ、再 び奏して海南に徙さしむ。」⁽⁶⁾とある。後に、「帝は憲の奸を覚え、憲を誅して、」広洋はやっと召還 された。洪武四年、汪広洋は丞相に任命されるが、その後も不甲斐なく無能な状態は変わることが なかった。『明太祖実録』巻128、洪武十二年十二月是月の条には、「(洪武) 四年正月、丞相李善長、 老を以て位を辞し、乃お広洋を拝して右丞相と為し、参政胡惟庸を以て左丞と為す。広洋は位に居 ること庸庸として建明する所無し。六年正月、職を怠るを以て広東行省参政に左遷せらる。……十 年、復た右丞相を拝す。上、之を遇すること特に厚く、嘗て疾有りて告する在り、勅を賜い慰問 す。然れども頗る酒色に躭れ、政事を荒らす。故を以て事多く稽違し、又た胡惟庸と同に相位に在 るも、惟庸の為す所の不法は、広洋知りて而して言わず、但だ浮沈して位を守るのみ。上、其の然 るを察し、勅に因りて心を洗うを以て過ちを補わしむ。……是に至り、御史中丞涂節、前誠意伯劉 基毒に遇たりて死すを言い、広洋宜しく状を知るべしと。上、広洋に問うも、広洋対へるに「是の 事無き | を以てす。上頗る基方に病なるを聞きし時、丞相胡惟庸、医を挟して往きて候い、飲むに 毒薬を以てし、乃お広洋を責めて欺罔するに因り、忠を效げて国の為にする能わず、廃興を坐視す。」⁽⁷⁾と。俞本『明興野記』は汪広洋を「臆病で愚か(畏懦迂猾)」⁽⁸⁾とするが、これは実情としても汪広洋の心や見識が狭く、無能で不甲斐ないと批判したものであった。

胡惟庸についての劉基の論評は「此れ小犢」であり、もし任用するならば、「将に轅を僨し而して 犁をこわす。」というものであった。胡惟庸の人となりは劉基の論評と符合する。「小犢」とは、経 験に欠けていて、幼稚かつ我が儘で、悪事の限りを尽くし、最後にはつけを清算させられるはめと なる人ということである。周知の通り、明朝の創設者である明太祖は、その長い期間に渉る奮闘の 中、複雑で艱苦な実際の鍛錬を経て、少しずつ成長して行った開国の皇帝であったので、知謀に富 み、また、大量の文武官僚を掌握し、政権は鞏固で、欲したことは殆ど何でもできた。このような 状況下で、少し才气があったことにより、明太祖の重用を受けた胡惟庸であったが、あろうことか 頭がぼーっとなって、少数の失意の文武官僚を抱き込んでの謀反奪権を企んだ。このような奇想天 外で全く話にならない営為は、最終的な結果はただ失敗の二字が待っているだけである。張廷玉等 撰『明史』巻308、奸臣伝には簡明に胡惟庸の営為を記載しているが、それによれば「胡惟庸は定遠 の人なり。……洪武三年下半年(以上の七字は引用者が『明太祖実録』巻54、洪武三年七月丙辰(30 日)の条の記事によって補ったものである。——引用者註)に楊憲が誅されてより、帝は惟庸、才 為るを以て、之を寵任す。……独相数歳にして、生殺黜陟は或いは奏せずして径行す。内外諸司、 封事を上れば、必ず先に取りて閲し、己を害する者は、輒ち匿して以聞せず。四方の躁進の徒及び 功臣・武夫の失職者の、争って其の門に走り、金帛・名馬・玩好を饋遺するは、数えるに勝うべか らず。……其の故郷(この二字は引用者が補ったものである——引用者註)たる定遠の旧宅の井中 に、忽ち石筍生え、水より出ること数尺、諛する者は争いて符瑞を引き、又た言へらく、其の祖父 三世の塚上、皆夜、火光有りて天を燭かす、と。惟庸益ます自負し、異謀有り。吉安侯陸仲亨、陝 西より帰り、擅に伝に乗らんと欲し、帝怒りて之を責む。……平涼侯費聚、命を奉じて蘇州の軍民 を撫すも、日々酒色を嗜む。帝怒り、責めて西北に往きて蒙古を招降せしめるも、功無く、又た之 を切責す。二人は大いに懼る。惟庸は陰に権利を以て二人を脅誘す。……乃ち告するに己の意を以 てし、令して在外に軍馬を收集せしむ。……太僕寺丞李存義は太師李善長(太師李の三字は引用者 が上文によって加えたものである。——引用者註)の弟にして、惟庸の壻李佑の父なり、惟庸令し て陰かに善長を説く。善長已に老い、強く拒む能わず、初めは許さざるを、已にして而して其の間 に依違す。惟庸益々以て事就くべきと為し、乃ち明州衛指揮林賢を遣わして下海招倭せしめ、期に 与りて会せしむ。又た元の故臣封績を遣わして書を致して元嗣君に称臣し、兵もて外応を請わし む。……乃ち御史大夫陳寧・中丞涂節等と事を起こさんと謀り、陰かに四方及び武臣の己に従う者 に告ぐ。……明年(洪武十三年を指す——引用者註)正月、涂節遂に変を上り、惟庸を告す(『明神 宗実録』巻129、洪武十三年正月甲午(2日)の条によれば、涂節が異変を上った原因について、「上 日く、朝に惟庸等の挙措に異有るを覚え、之を怪しみ、涂節、事覚するを恐る。」とある。——引 用者註)。……乃ち惟庸を誅す。」⁽⁹⁾とある。上述の胡惟庸の営為を通観すれば、そこには正しくい きいきと「小犢」のイメージが提供されていることは疑いない。

ここまで議論して来て、洪武三年の劉基の丞相候補者に対する論評について、著者はその全てが 正確であることにこの上ない敬服を覚えずにはいられないし、稀に見る劉基の明晰さ、聡明さに心 よりの称賛を惜しまない。

Ξ

劉基の上述の丞相候補者に対する論評は、総体的に言えば明太祖の受け入れるところとはならな かったが、なぜこのようなことになったかについては、別に専論が必要である。ここで著者が取り 上げ、読者にも注目して欲しい論点は、劉基が直言して憚らなかったこの論評によって、彼自身の 現実の生活に災難をもたらした、いや或いは甚だしきに至っては、彼の生命を傷つけるに及んだと 言うべきであるかもしれないということである。史書に明確に書かれていることは、少なくとも胡 惟庸の彼に対する傷害である。『誠意伯文集』巻20所収の「故誠意伯劉公行状」には、「初め、公(劉 基を指す――引用者註)、帝(指明太祖――引用者註) に言へらく、瓯・括の間に隙地有り、談洋と 曰う。福建の界に抵るに及び、三魁と曰う。元末の頑民、私塩を負販す。方に寇を挟み以て乱を致 すに因り、累年、民はその害を受け、遺俗猶お未だ革まらず。宜しく巡検司を設け之を守るべし、 と。帝、之に従う。司を設けるに及び、頑民その地は私産に係わるを以て、且に温州の界に属さん として、抗拒して服さず。 適 茗洋の逃軍周広三反するに、温処の旧吏は府県の事を持して、匿し て以聞せず。公、長子璉に令して京に赴かせその事を奏せしむ。径ちに帝前に詣ずるも、先に中書 省に白わず。時に胡惟庸左丞為り、省事を掌り、因りて旧忿を挟み構えて公を陥れんと欲し、乃ち 刑部尚書呉雲を使て老吏に公を訐かしむ。乃ち謀るに公、談洋の地を求めて墓地と為し、民与る弗 からしめんと欲し、則ち司を立つるの策を建て以てその家を逐わんとするを以てすれば、帝の聴を 動かすべきに庶幾からんと。遂に成案と為し以て奏す。」(10)とある。『明太祖実録』巻99に記され ているところによれば、この事は明太祖、劉基の身は「勲旧」 為るを念うに因り、やっと 「その罪 を赦して治める勿 | きを得て、僅かに 「令してその禄を奪わしめ |、大きな傷を受けるには至らな かったが、劉基も「入朝して、自ら咎を引きて謝し、遂に京師に居」さざるを得なかった(当該書 巻99、第6頁下を見よ)。

また、『明太祖実録』巻128、洪武十二年十二月是月の条には、「御史中丞涂節言へらく、前誠意伯劉基毒に遇たりて死すは、広洋宜しく状を知るべしと。上、広洋に問うも、広洋対へるに「是の事無き」を以てす。上頗る基方に病なりし時を聞くに、丞相胡惟庸、医を挟して往きて候い、因りて飲むに毒薬を以てし、乃ち広洋を責めて欺罔し、忠を效げて国の為にする能わず。」(11) とあり、同じく巻129、洪武十三年正月甲午(2日)の条には、「誠意伯劉基も亦た嘗て惟庸の姦恣を上言するを為すも用うべからず、惟庸之を知り、由りて是れ基を怨恨す。基病なるに及び、惟庸に詔して之を視さしむに、惟庸医を挟みて往き、毒を以て之に中て、基竟に死す。時に洪武(此の二字は引用者が上下の続き具合から補ったものである。——引用者註)八年正月なり。上、基の病久しきを

以て疑わず。」⁽¹²⁾とある。国家図書館蔵抄本313巻本『明史紀伝』巻42、劉基伝には、「基入朝して 罪を謝するも、復た辨ぜず、惟だ咎を引きて自ら責めるのみ、遂に留まりて京師に居す。……居す こといくばくもなく、疾大いに作る。(洪武)八年正月、惟庸医を以て来たり視て、その薬を飲む に、物の中に積すること巻石の如き有り。間々以て帝に白うも、帝も亦た未だ之を省りみざるな り。是れより疾篤く、帝親しく文を制して之に賜い、使を遣わして護帰せしむも、居ること一月に して卒す。」⁽¹³⁾とある。張廷玉等撰『明史』巻308、胡惟庸伝には、「御史中丞劉基も亦た嘗て其の (胡惟庸を指す――引用者註) 短を言い、之を久しくして基病なるに、帝遣わす惟庸は医を挟みて 視、遂に毒を以て之に中つ。」⁽¹⁴⁾とある。以上の各条の記述する所は、一様に劉基は胡惟庸の下し た毒に因って致死したとするが、その具体的な状況となると、残念なことに分かっていることは甚 だ少なく、読者には疑問の余地を残すこととなる。しかし、更に踏み込んで文献を調べてみると、 このことのかなりのところは明らかにできることが分かる。「誠意伯次子閤門使劉仲璟遇恩録」に は洪武二十二年正月十八日、武英殿に于いて聖旨を奉けるに、「这の劉伯温(劉基のこと——引用 者註) はとても秀才であるが、胡や陳 (胡は胡惟庸を指し、陳は胡とともに造反を謀った御史大夫 陳寧のことを指す。——引用者註)の蠱を吃べ、その胡家は我が殺を吃べてきれいさっぱりとなっ た。」⁽¹⁵⁾とあり、また、洪武二十三年正月初四日、奉天門左暖房内において聖旨を奉けるに、「劉 伯温他父子両、みな那の反臣毎の害を吃べた。我は他の老いと病と思い込んだ(只道)が、原来蠱 を吃べた。」⁽¹⁶⁾とあり、さらに、洪武二十三年六月初七日、聖旨を奉けるに、「你の父親は胡家が 下した蠱薬を吃べた。哥も他の害を吃べた。你の父親(老子)はいくばくかの苦を吃べたとしても、 你は目下まさに光栄である。」⁽¹⁷⁾とあり、洪武二十三年十二月二十二日、聖旨を奉けるに、「我、婺 州に到る時、処州を得たり。……劉伯温はその時身を挺して来たり我に随った。……後来、胡家は 党を結し、他は他が下した蠱を吃べた。するとある一日、来たりて我と話し、「上位、臣は目下、 肚の内に硬結一塊があり、恒みます。恐らく好くはありません」と。我は人を着けて他を家に回去 らせたが、死んだ。後来、他の児子を宣して来させて問うに、「脹れること緊々とし、後来、瀉す ること鱉々であり、すぐに死んだ」と。これは正に蠱が着いたのだ。」と。(18) 考えるに、影印『四 庫全書』本、唐の劉恂の『嶺表録異』巻下には、「嶺表の山川は、盤鬱結聚し、疎洩し易からず、故 に嵐雾多く瘴を作し、人は之に感じ、多くの病は腹脹れて蠱と成る。俗伝に百虫を萃めて蠱と為し 以て人を毒すと有るは、蓋し湿熱の地は毒虫之を生じ、嶺表に第するの家は惨害を性とするに非ざら んや。」⁽¹⁹⁾ とあり、所謂蠱とは、一種の腹脹の病であることが見て取れる。前引のように明太祖は 幾度もこのことに言及したことから、劉基が死亡するに到った病名とその病状から見て、去世の時 に確かに病気であり、腹脹の蠱について皇帝に上申した。前引の资料からもその死因についての具 体的な細部について読者の了解は大いに高まったと思われるが、ここまで至れば、劉基の死は胡惟 庸の下した毒に帰因することは、まさに定論とすべきである。

劉基は非常に聡明に人間であり、世事に対して深い観察があり、世人の言行の結末については相 当正確な判断を下すことができた。これにより、胡惟庸ら三人の丞相候補者の缺点について直言し て憚らず、彼らが丞相になることに絶対反対したことにより、自身が受けることになるであろう結末も極めてよく分かっていたであろうし、彼らから受けることになる恨みや排除、打撃についてもはっきりと予見していたであろう。しかし、彼は少しも躊躇することなくそうした。これはなぜであろうか。このことについて一言で言ってしまうならば、彼自身が並外れた頭脳と賢明さを有した人間であったという以上に、明朝新政権に対して忠実な人間であった。国家図書館蔵抄本313巻本『明史紀伝』巻42、劉基伝の論評では、「基は剛毅にして大節有り、天下の安危を論ずるに形を色より義とし、是非は仮借する所無し。人も亦た以て是之を忌むも、惟だ帝は其の至誠を査し、任ずるに心膂を以てす。基も亦た自ら不世の遇と謂い、知りて言わざる無く、急難に遇うごとに、勇気奮発し、画の立就を計り、機の呼吸を決するは、人の能く測る莫し。帝嘗て之を老先生と称し、而して名よばず、又た吾が子房と曰うなり。」(20)とある。この論評は十分正確なものであると言うべきである。

四

一滴の水にも太陽をまるごと見ることができる。丞相候補者に対するこの一つのエピソードから 分かって来ることは、明朝政権が進むべき道は劉基の熟慮の結果であったとすべきであり、ここに は劉基その人の強烈な責任感、深い洞察力、得がたい真っ直ぐな態度、個人の安危を度外視した献 身の精神が生き生きと反映されている。また、明初の建国に大功のあった人物としての劉基の品性 と見識について理解するに重要な一部である。このエピソードについては、劉基についての研究で はこれまでも取り上げられて来たものではあるが、十分な検討がなされて来たとは言いがたい。本 論はこれに対し特に専論を為すものであるが、論に行き届かないところがあるかもしれない。読者 諸賢の多くの批判を待つところであるが、これを機会にこのエピソードについてますます取り上げ られ、より深く議論されることを希うものである。

註

- (1) 南炳文 1942年1月14日、河北省邢台市広宗県の生まれ。現在、廊坊師範学院特聘教授、南開大学歴史学院栄誉教授、中国明史学会学術委員会主席、元中国明史学会主席。著書に『明史』上下、共著に『南明史』等がある。
- (2) 林家驪点校『劉基集』(浙江古籍出版社、1999年12月第1版、635頁) 附録一「誠意伯劉公行状」を見よ。なお、『四庫全書』本の『誠意伯文集』巻20所載の「行状」中の該当部分では「上」をみな「帝」に作っている。原文は、「上欲相楊憲、公与憲素厚、以為不可。上怪之、公曰、憲有相才、無相器。夫宰相者、持心如水、以義理為権衡、而己無与焉者也。今憲不然、能無敗乎。上曰、汪広洋何如。公曰、此編浅、観其人可知。曰、胡惟庸何如。公曰、此小犢、将僨轅而破犁矣。上曰、吾之相無逾於先生。公曰、臣非不自知。但臣疾悪太深、又不耐繁劇、為之且孤大恩。天下何患無才。願明主悉心求之。如目前諸人、臣誠未見其可也。」である。
- (3) 三年、丞相李善長病、上以中書無官、召広洋為左丞……四年正月、丞相李善長以老辞位、乃拝広洋為右丞相。
- (4) 美姿儀、通経史、有才辨。嘗使蘇州張士誠還、称旨、除博士庁諮議。擢江南行省都事。時軍国多事、征調

日発、文書常委積、憲裁決明敏、人称其能。然為人深刻意忌、有不足于己者、輒以計中傷之。

- (5) 是年、召為中書省右丞、至是遷左丞。憲在上左右既久、熟於典故、而市権要寵、軽視同列、莫敢与抗。 ……与張昶同在中書、忌昶才出己右、欲搆害之。時東南尚未定、元都号令猶行於西北、昶嘗閒暇与憲言、吾故元臣也、勉留於此、意不能忘故君、而吾妻子又皆在北方、存亡不可知。憲因鈎摘其言、謂昶謀叛、且出昶手書訏之、昶遂坐誅。憲自是益無所懼、専恣日甚、下視僚辈、以為莫己及、又喜人佞己、狥利者多出其門下。 ……其自山西入中書也、欲尽変易省中事、凡旧吏一切罷去、更用己所親信。陰欲持権、乃創為一統山河花押、示僚吏以観其従違、附己者即不次超擢、否者逐去之。 ……其専恣不法多類此。
- (6) 三年、丞相李善長病、帝以中書無官、召広洋為右丞。時楊憲先被召為左丞、事多専決不譲、広洋畏之、依 違不与較。猶不能得憲意、嗾御史劉炳劾広洋奉母無状。帝切責、放還鄉。憲恐其復入、再奏徙海南。後、 帝覚憲奸、誅憲。
- (7) 四年正月、丞相李善長以老辞位、乃拝広洋為右丞相、以参政胡惟庸為左丞。広洋居位庸庸無所建明。六年正月、以怠職左遷広東行省参政。……十年、復拝右丞相。上遇之特厚、嘗有疾在告、賜勅労問。然頗躭酒色、荒於政事。以故事多稽違、又与胡惟庸同在相位、惟庸所為不法、広洋知而不言、但浮沈守位而已。上察其然、因勅以洗心補過……至是、御史中丞涂節言前誠意伯劉基遇毒死、広洋宜知状。上問広洋、広洋対以無是事。上頗聞基方病時、丞相胡惟庸挟医往候、因飲以毒薬、乃責広洋欺罔、不能效忠為国、坐視廃興。
- (8) 陳学霖『史林漫識』中国友諠出版公司、2001年4月、446頁。
- (9) 胡惟庸、定遠人。……自洪武三年下半年楊憲誅、帝以惟庸為才、寵任之。……独相数歳、生殺黜陟、或不奏径行。内外諸司上封事、必先取閱、害己者、輒匿不以聞。四方躁進之徒及功臣武夫失職者、争走其門、饋遺金帛、名馬、玩好、不可勝数。……其故郷定遠旧宅井中、忽生石筍、出水数尺、諛者争引符瑞、又言其祖父三世塚上、皆夜有火光燭天。惟庸益自負、有異謀矣。吉安輒侯陸仲亨自陝西帰、擅乘伝、帝怒責之……平凉侯費聚奉命撫蘇州軍民、日嗜酒色。帝怒、責往西北招降蒙古、無功、又切責之。二人大懼。惟庸陰以権利脅誘二人。……乃告以己意、令在外收集軍馬。……太僕寺丞李存義者、太師李善長之弟、惟庸壻李佑父也、惟庸令陰説善長。善長已老、不能強拒、初不許、已而依違其間。惟庸益以為事可就、乃遣明州衛指揮林賢下海招倭、与期会。又遣元故臣封績致書称臣於元嗣君、請兵為外応。……乃与御史大夫陳寧・中丞涂節等謀起事、陰告四方及武臣従己者。……明年正月、涂節遂上変、告惟庸。……乃誅惟庸。
- (10) 初、公言於帝、瓯·括間有隙地、曰談洋、及抵福建界、曰三魁、元末頑民負販私塩、因挟方寇以致乱、累年民受其害、遺俗猶未革、宜設巡檢司守之。帝従之。及設司、頑民以其地係私産、且属温州界、抗拒不服。适茗洋逃軍周広三反、温処旧吏持府県事、匿不以聞、公令長子璉赴京奏其事、逕詣帝前而不先白中書省。時胡惟庸為左丞、掌省事、因挟旧忿欲構陷公、乃使刑部尚書呉雲。老吏訐公、乃謀以公欲求談洋地為墓地、民弗与、则建立司之策以逐其家、庶幾可動帝聴、遂為成案以奏。
- (11) 御史中丞涂節言、前誠意伯劉基遇毒死、広洋宜知状。上問広洋、広洋対以無是事。上頗聞基方病時、丞相 胡惟庸挟医往候、因飲以毒薬、乃責広洋欺罔、不能效忠為国。
- (12) 誠意伯劉基亦嘗為上言惟庸姦恣不可用、惟庸知之、由是怨恨基。及基病、詔惟庸視之、惟庸挟医往、以毒中之、基竟死、時八年正月也。上以基病久、不疑。
- (13) 基入朝謝罪、不復辨、惟引咎自責而已、遂留居京師。……居無何、疾大作。八年正月、惟庸以医来視、飲 其薬、有物積中如巻石。間以白帝、帝亦未之省也。自是疾篤、帝親制文賜之、遣使護帰、居一月而卒。
- (14) 御史中丞劉基亦嘗言其短、久之基病、帝遣惟庸挟医視、遂以毒中之。
- (15) 洪武二十二年正月十八日於武英殿奉聖旨、这劉伯温是个好秀才、吃胡、陳蠱了、那胡家吃我殺得光光的了。
- (16) 劉伯温他父子両、都吃那歹臣每害了。我只道他老病、原来吃蠱了。
- (17) 你父親吃胡家下了蠱薬、哥也吃他害了。你老子雖然吃些苦么、你如今恰光栄。
- (18)前掲林家驪点校『劉基集』附録五、669~670頁。原文は、「我到婺州時、得了処州。……劉伯温那時挺身来

随着我……後来胡家結党、他吃他下了蠱。只見一日来、和我説、上位、臣如今肚内一块硬結、怛、諒着不好。我着人送他、回去家里死了。後来宣得他児子来問、説道、脹起来、緊緊的、後来瀉得鱉鱉的、却死了。 这正是着了蠱。」である。

- (19) 影印『文淵閣四庫全書』第589冊第97页。原文は、「嶺表山川、盤鬱結聚、不易疎洩、故多嵐雾作瘴、人感之、 多病腹脹成蠱。俗傳有萃百虫為蠱以毒人、蓋湿熱之地、毒虫生之、非第嶺表之家性惨害也。」である。
- (20) 基刚毅有大節、論天下安危義形于色、是非無所假借。人亦以是忌之、惟帝查其至誠、任以心膂。基亦自謂不世之遇、知無不言、每遇急難、勇気奮発、計画立就、決機呼吸、人莫能測。帝嘗称為老先生而不名、又 曰吾子房也。

参考文献

- (1) 林家驪点校『劉基集』附録一「誠意伯劉公行状」、浙江古籍出版社、1999年12月 第1版。
- (2) 陳学霖『史学漫識』中国友誼出版公司版 2001年4月。
- (3) 張廷玉等撰『明史』中華書局、1973年版。
- (4) 国家図書館蔵抄本313巻『明史紀伝』。
- (5)『文淵閣四庫全書』上海古籍出版社、2012年版。
- (6)『明実録』中華書局、2016年版。